

令和元年 6 月 14 日

公立大学法人福知山公立大学
理事長 井 口 和 起 様

公立大学法人福知山公立大学

監事 松 尾 尚 昭 ㊞

監事 小 嶋 勝 ㊞

監 査 報 告 書

私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項に基づき、公立大学法人福知山公立大学の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）における業務の執行について監査を実施いたしました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法

私たち監事は、理事会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施いたしました。

さらに、会計監査人から監査に関する報告および説明を受け、財務諸表、事業報告書および決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以 上